

16. 特別警報、暴風警報発令時及び公共交通機関運行休止時の全学共通科目に係る授業・試験について

(1) 授業の休止、試験の延期について

特別警報、暴風警報の発令又は公共交通機関運行休止の事態が生じた場合、学生の安全を確保するために全学共通科目（全学共通科目でかつ学部科目でもある科目を含む）の授業及び試験の実施については、「気象警報発令時及び公共交通機関不通時の全学共通科目に係る授業・試験の取扱い」のとおり取り扱います。

なお、授業中又は試験中に、暴風警報が発令された場合は、原則として、実施中の授業・試験については中止又は延期はせず、その次の時限から休止又は延期の措置を取ります。

ただし、特別警報が発令された場合は、直ちに授業を中止します。また、河川の氾らん、道路の冠水及び土砂崩れ等により、帰宅することが危険であると国際高等教育院長が判断した場合は、教職員の指示に従い、キャンパス内の安全な場所に避難するなどしてください。さらに、自宅付近に特別警報が発令された場合は、安全を最優先に考えた行動をしてください。

◎ 気象警報発令時及び公共交通機関不通時の全学共通科目に係る授業・試験の取扱い

気象警報が発令された場合又は公共交通機関が不通の場合、学生の事故防止のため、全学共通科目（全学共通科目でかつ学部科目でもある科目を含む。）の授業・試験を次のとおり取り扱う。

1. 授業の休止、試験の延期

① 下記（1）又は（2）の場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。

（1）京都市又は京都市を含む地域に特別警報、暴風警報が発令された場合、又は次の（イ）、（ロ）のいずれかに該当する場合

（イ）京都市営バスが全面的に不通の場合

（ロ）JR 西日本（京都発着の在来線）、阪急電車（河原町・梅田間）、京阪電車（出町柳・淀屋橋又は中之島間）、近鉄電車（京都・大和西大寺間）のうち、いずれか3以上の交通機関が全面的又は部分的に不通の場合

（2）国際高等教育院長の判断による場合

② 授業・試験開始後に上記（1）又は（2）の事態が生じた場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。

2. 特別警報、暴風警報の解除、公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の実施

特別警報、暴風警報が解除された場合、又は公共交通機関の運行が再開された場合は、以下の基準により授業・試験を実施する。

① 午前 6 時 30 分までに解除・運行再開の場合 1 時限から実施

② 午前 10 時 30 分までに解除・運行再開の場合 3 時限から実施

3. 特別警報、暴風警報の発令・解除、公共交通機関の運行の確認・周知

① 特別警報、暴風警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の報道による。

② 1 時限開始後に上記 1 ①の事態が生じた場合は、掲示等により周知する。

(2) 特別警報、暴風警報発令、公共交通機関運行休止等で授業休止又は試験延期になった場合

◇ 授業休止のために補講が行われる場合は、掲示等でお知らせします。

◇ 試験延期の場合は、延期当日を含めた3日以内に掲示等で指示します。

◇ 特別警報、暴風警報が発令された日がレポートの締切日となっている場合は、原則として1日の期限延期の措置を取りますが、別途、指示がある場合もありますので KULASIS の通知等に注意してください。

17. 地震等の発生時の避難方法について

吉田南構内の各教室に避難経路の案内図を設置しています。

(1) 地震の発生時の対応

吉田南構内の講義室はすべて耐震基準を満たしており、倒壊又は崩壊する可能性は低く、慌てて建物の外へ出る必要はないので、大きな揺れが収まった後、教員等の指示に従い落ち着いて行動してください。また、屋外に避難する指示が出た場合は、吉田南構内グラウンドに避難してください。教員等の指示が出るまでの間、勝手な行動は慎んでください。

(2) 火災発生時の対応

各教室の教員の指示に従ってください。避難指示が出た時には教員の指示に従い建物外に出て吉田南構内グラウンドに避難してください。

なお、誤って火災報知器を作動させた場合は、直ちに全学共通科目学生窓口まで知らせてください。